

令和3年1月8日

東京医療学院大学 学生の皆さんへ

東京医療学院大学
学長 関根 郁夫

緊急事態宣言への対応について（学長メッセージ）

本学では、皆さんの協力のもと、昨年より新型コロナウイルス感染症対策において感染防止に取り組んできたところですが、1月7日（木）に国からの緊急事態宣言発出を受け、緊急事態宣言解除まで下記の通り対応を行うことといたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、様々な場所でクラスターが発生しておりますが、本学では皆さんの協力のおかげで、クラスターの発生はありません。しかし、今後も感染拡大を食い止めるためには、更なる感染防止対策実施への協力が不可欠です。

引き続き下記の留意事項を遵守するとともに、医療系大学の学生として強い自覚を持ち、適切な行動をとるよう協力をお願いします。

【緊急事態宣言への対応及び留意事項】

1) 遠隔講義の継続

基本的には現在に引き続き実習・演習以外の講義を原則遠隔にて実施いたします。

2) 臨床・臨地実習について

臨床・臨地実習を学内実習に振り替えて実施を予定しています。

3) 大学施設の使用について

学内での実習・演習以外で特別な許可がなければ、構内立入原則禁止を継続いたします。

4) 感染拡大防止対策について（留意事項）

- ・手指の消毒、大学施設内の消毒、マスクの着用の更なる徹底
- ・不要不急の外出自粛の徹底（行動管理）
- ・毎日の検温等による体調管理の徹底及び健康管理・行動記録表の作成と提出（健康管理）
- ・可能な限り教職員のリモートワークの実施
- ・学内外を問わず、団体活動・懇親会等の自粛
- ・サーマルカメラによる入構時の体温チェックの実施